

LED照明器具・省エネエアコンの購入費用を助成します!

松前町の脱炭素化を進めるために、省エネ推進による消費電力の削減とエネルギー転換による二酸化炭素排出量の削減を図るため、「LED照明器具」と「省エネエアコン」を、買換えまたは新設する費用の一部を助成します。

4月1日以降に購入した
製品が対象!



両申請共通要件

■申請者

- ・申請日時時点で町内に住所がある世帯の世帯主(事業者は対象外)
- ・同居による世帯分離をしている場合は同一世帯とします。
(二世帯完全分離型で生計が別の場合のみそれぞれの世帯主が申請可能)

■対象物件

- 申請者が居住する町内の持家住宅及び賃貸住宅に設置するもの。
※賃貸住宅に設置する場合は所有者の承認が必要
※店舗及び事務所は対象外(店舗兼住宅は住宅部分に設置するものは対象)

■製品

町内事業者から購入した新品または未使用品

松前町LED照明器具買換等奨励金

奨励金上限額 55,000円 (交付対象経費上限11万円、下限11,000円)
※交付対象経費の2分の1以内で交付(千円未満切捨て)

交付要件 次のいずれにも該当するもの

- ・住宅用照明器具や電球などで、取り外しや移動が容易にできないもの。(固定して使用するもの)
- ・令和7年2月28日までに設置が完了するもの。
- ・申請は1年度につき1回とし、連続する2年度であれば2回まで申請が可能。ただし、奨励金の合計は、奨励金上限額まで。(下限額にも注意)
※交付対象経費は、購入費、取付経費が対象

■対象器具の例(LED)

- ・シーリングライト ・ダウンライト ・ウォールライト ・足元灯 ・電球 ・蛍光灯 など

■申請方法

申請書に購入製品や取付経費の内訳がわかる領収書、設置前後の写真等を添付し、役場または各支所へ提出

松前町省エネエアコン購入支援補助金

補助金上限額 13万円 (補助対象経費上限26万円)
※補助対象経費の2分の1以内で補助(千円未満切捨て)

補助要件 次のいずれにも該当するもの

- ・**2027年度省エネ基準達成率が100%以上のエアコン**
- ・令和6年11月30日までに設置が完了するもの。
- ・1世帯1台分を1回に限り。
- ・取り外しや移動が容易にできないもの。(固定して使用するもの)
- ・この補助金交付事業について、国、地方公共団体などによるほかの補助金を受けていないこと。
※交付対象経費は、購入費、取付工事費(諸経費率20%以内)が対象(電気工事費含む)

エアコンの新規設置は、
電気料金の負担増分も
加味して検討ください。

■申請方法

- ①申請書に機種や工事費などの内訳がわかる見積書と既存の機器の設置状況または新規設置予定箇所の写真を添付し、役場または各支所へ提出
- ②役場から補助金交付決定通知書が届いてから、正式に取り付けを発注する。
- ③実績報告書に支払いを証する領収書と設置前後の写真を添付し、役場または各支所へ提出

申請書は、役場と各支所、町ホームページで配布しています。

詳しくは、お問い合わせください **問** 脱炭素推進課 ☎42-2275



町HP